○　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別紙様式第３号（第25条第１項関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書
年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　農林中央金庫
代表理事　氏　名
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>法人税、住民税及び事業税
国際最低課税額に対する法人税等</td><td></td></tr>
<tr><td>［略］</td><td></td></tr>
</table>
（記載上の注意）
［１～15　略］

別紙様式第７号（第25条第１項関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書
年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　農林中央金庫
代表理事　氏　名
（単位：百万円）
</td><td>
別紙様式第３号（第25条第１項関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書
年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　農林中央金庫
代表理事　氏　名
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>［同左］</td><td></td></tr>
<tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td></td></tr>
<tr><td>［同左］</td><td></td></tr>
</table>
（記載上の注意）
［１～15　同左］

別紙様式第７号（第25条第１項関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書
年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　農林中央金庫
代表理事　氏　名
（単位：百万円）
</td></tr>
</table>

科　　目	金　　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）

［略］

科　　目	金　　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。